

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年7月18日開催 日本証券業協会]

1. 資産所得倍増プランについて

- 政府においては、昨年末、「資産所得倍増プラン」を決定し、「貯蓄から投資」の流れを加速し、中間層を中心とする国民の皆様が幅広く資本市場に参加することを通じて、成長の果実を享受できる環境整備に向けて各種施策に取り組んでいるところである。こうした施策が効果を発揮するためには、証券会社の皆様が自らの役割の重大性をしっかりと認識していただき、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の資産形成に向けてその役割を最大限発揮していただくことが重要だと考えている。
- こうした観点から、皆様におかれては、顧客の真のニーズをよく把握して、国民の安定的な資産形成に資する良質な商品やサービスの提供やアフターフォローに取り組んでいただきたい。

2. NISA・金融経済教育について

- 政府としては、2023年を「資産所得倍増プラン元年」と位置づけ、金融経済教育の充実とともにNISA制度の普及や利用の一層の促進を図っていきたいと考えている。
- 2023年に入ってから、
 - ・ テレビ・インターネット・SNSなどを通じた全世代向けの積極的な広報の展開、
 - ・ NISAの日（2月13日）にちなんだ、関係団体との共同セミナーの開催、
 - ・ 隗より始めよということで、国家公務員向けのセミナーの開催、などの取組みを行ってきた。
- 国民が安心して投資できる環境の整備を進めていく観点から、引き続きご協力をお願いしたい。

3. NISAの周知・広報等について

- NISAについては、地方公共団体や商工団体会員企業における資産形成に関する取組みを支援できるよう、各財務局に相談窓口を設けることとした。
- 当該窓口には、職員・社員等向けの資産形成セミナー等に関する講師派遣の相談が寄せられる予定である。協会などの関係団体にご協力いただき、これらの相談をつなぐ先を整備していただいた。ご協力に、感謝申し上げます。
- 金融庁からも、全国の自治体や都道府県の連合会に対して、財務局の相談窓口のほか、事業主が従業員の安定的な資産形成を支援することの重要性をお伝えしている。隗より始めよ、ということで、6月16日に、国家公務員向けの資産形成セミナーも開催している。
- 各社におかれても、現場レベルも含めて、NISAをはじめとする、職域における資産形成支援について、周知・広報活動の積極的な展開や、金融庁も含めた関係団体との連携強化を改めてお願いしたい。

4. 資産運用立国について

- 「貯蓄から投資」の流れを進め、安定的な資産形成を促していく上では、資産運用会社やアセットオーナーが果たすべき役割は大きいと考えている。そのため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組みを行いたいと考えている。
- その一環として、9月25日から10月6日を「Japan Weeks」として、集中的に海外金融事業者を日本に招致するため、プロモーションイベントの開催などを考えている。
- また、資産運用業等の抜本的な改革に向けて、新しい資本主義実現会議の下で具体的な政策プランを年内にまとめることとしている。具体的な施策の内容は、今後、内外の関係者とコミュニケーションを図りながら、検討を進めていきたいと考えているので、皆様からも是非建設的なご意見を頂戴したい。

5. Japan Weeks について

- 先般公表された骨太の方針等に記載のとおり、資産運用立国に向けた取組みや、国際金融センターの実現に向けた取組みに関して、集中的に海外金融事業者を日本に招致する「Japan Weeks」といったプロモーションイベントの開催など、情報発信を強化していくこととしている。「Japan Weeks」については、9月25日～10月6日を定める予定で、同時期に関連イベント等を開催するにあたって協力をお願いすることがあると考えており、その際は是非お願いしたい。

6. SVB 破綻等を踏まえた国際的な議論の動向について

- シリコンバレー・バンクの破綻等を踏まえた国際的な議論について、足元の状況を紹介する。
- まず 2023 年 6 月 6 日にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が開催され、プレス・リリースが公表された。この中で最近の銀行の混乱について以下の認識を共有している。
 - ✓ 銀行の財務・業務運営上の強靭性を強化するためには、銀行自身のリスク管理やガバナンス態勢の強化が最優先事項
 - ✓ 銀行実務の課題を特定し即座に改善させるためには、監督当局が早期かつ実効的に行動する能力と意思を備えていることが不可欠
 - ✓ グローバルな銀行システムの強靭性を強化するためには、バーゼル III 改革の早期、完全かつ一貫した形での実施が重要
- 加えて、BCBS は、銀行監督の実効性の強化、流動性リスク管理及び銀行勘定金利リスクを含め、最近の銀行の混乱から得られる規制監督上の含意について検討を継続するとしている。
- また、2023 年 7 月 6 日に金融安定理事会（FSB）本会合が開催され、プレス・リリースが公表された。この中で FSB による作業計画の見直しに言及がなされている。具体的には、金利と流動性リスクの相互連関性、テクノロジーや SNS が預金流出に果たす役割、に関する作業に注力するとしているほか、破綻処理枠組みに関する教訓に対する詳細なレビューにも取り組むとしている。また、NBF I セクターの脆弱性の対処にも継続して取り組む旨が記載されており、2023 年 9 月の G20 に

NBFI (Non-Bank Financial Intermediation) セクターのレバレッジや作業計画の進捗状況について報告書を提出する予定とされている。

- このほか気候変動や暗号資産についても本会合で議論がなされた。具体的には、気候変動については ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) の2つの基準の最終化が歓迎された。また、暗号資産についてはFSB ハイレベル勧告の最終化を承認するとともに同ハイレベル勧告をいかに実効的に実施していくかについても議論がなされた。暗号資産がマクロ経済に与える影響については IMF が検討しており、FSB の作業とあわせて IMF-FSB 統合ペーパーの作業が進んでいる。
- 引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

7. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022 事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(通称、マネロンレポート) を6月30日に公表した(これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目)。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATF における議論の状況等について記載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※ レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済(収納代行)等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた計画検討に時間を要

し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。

- 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

8. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2022年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を6月30日に公表した(2019年から公表しており、今年で5回目)。
- 昨年度のレポートと同様に、「障害発生の端緒」※¹毎に、障害の傾向、原因及び課題を分析している。加えて、障害時に業務を早期復旧させるレジリエンスの重要性が高まっていることを踏まえて、新たにインシデント対応の良好事例を盛り込んでいる※²。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

※1 以下の①～④の障害発生の端緒毎に、システム障害の傾向、原因及び課題を整理。

①サイバー攻撃、不正アクセス等

不正アクセスによる情報漏えい、サポート期限切れ機器のマルウェア感染、DDoS攻撃によりホームページが閲覧できない状態が発生。重要な外部委託先を含めたセキュリティ対策の強化とインシデント発生時のレジリエンスの強化が課題。

②日常の運用・保守等

障害時に冗長構成が機能しない状態や、外部委託先のシステム障害で復旧が遅延する状態が発生。外部委託先における対応を含めた復旧手順を整備し、外部委託先との共同訓練を通じた、復旧手順の実効性の確保が課題。

③システム統合・更改や機能追加等

機能追加のためのプログラム改修時等に障害が発生。システム仕様書などのIT資産の整備や、有識者の適切な配置等によるレビュー態勢の整備が課題。

④プログラム更新、普段と異なる特殊作業等

プログラム更新時や不定期作業時に、外部委託先による設定ミスや作業の誤りによって、ATM等が停止。システム変更に関する作業手順の検証態勢の整備、本番環境に即したテストの実施、多層的なチェック態勢の整備など、作業品質の向上が課題。

※2 良好事例

クラウド障害により ATM が停止。コンティジェンシープランに基づき、職員が迅速に ATM を手動復旧させた。また、担当でない職員も復旧対応できるようマニュアルを整備し、訓練を実施している。

9. リテールビジネスの在り方について

- 6月30日に、「リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した(2018年から公表しており、今年で6回目)。
- モニタリング結果については、先月お伝えしたので省略するが、例えば、積立投資信託を行っている顧客の割合が増加しているなど、「貯蓄から投資」に対する国民の意識は一段と高まっていると考えられる。一方で、安定的な資産形成を目指す顧客等への仕組債や外貨建て一時払い保険の販売で典型的に見られたとおり、「顧客の利益」よりも、「金融機関の収益」を重視した販売を行えば、「貯蓄から投資」の流れを阻害するおそれがある。
- 各金融機関におかれては、「顧客の最善の利益」の実現に向けて、指摘された問題点のみを正すというミニマムな対応にとどまらず、より顧客のためになるベストプラクティスを目指し、国民の安定的な資産形成に向けたサポートをお願いしたい。
- 金融庁としても、顧客本位の業務運営の確保がより一層進展するよう、モニタリング等を続けていきたいと考えている。

10. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令(案)公表について

- 先般、経済安全保障法制に関する有識者会議が開催され、そこで示された内容のうち以下について、内閣府令(案)の意見公募手続(7月14日締切)が開始された。
 - ・ 規制対象となる事業者の指定基準
 - ・ 特定重要設備
- 本制度は、金融を含む基幹インフラの指定事業者に対して、その特定重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。

金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

- 金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、金融庁では総合政策局リスク分析総括課の経済安全保障室で運営している。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用いただきたい。

11. サステナブルファイナンスの取組について

- 6月に、報告書をいくつか公表したのでご紹介する。
- 1つ目は、6月30日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。人材育成については、各業界団体にもアンケートにご協力いただき感謝申し上げます。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組みの重要性が指摘されている。業界団体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただければ幸いである。

2つ目は、6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表した。検討会で計8回にわたり議論を行い、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本的指針案」のパブリックコメントを開始した。10月10日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。インパクト投資については、地域で創業等を図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれからという段階であるが、本年中にも設置予定の「コンソーシアム」等の議論を是非フォローあるいは参加していただけると幸いである。

3つ目は、6月27日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表した。検討会で計7回にわたり議論を行い、カーボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定について、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。皆様におかれては報告書も参考にしながら、取り組んでいただければ幸いである。

12. 2023 事務年度の証券モニタリングについて

- 証券会社の皆様におかれては、市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、市場の公正性の確保に積極的に貢献するとともに、金融仲介機能を十分に発揮し、家計の安定的な資産形成や成長性のある企業の資金調達を支援していただくといった重要な役割を担っておられると認識している。
- 2023 事務年度のモニタリングについても、こうした認識の下、基本的には 2022 事務年度と同様の考え方で行っていきたいと考えているが、事務年度初にあたり、昨事務年度の状況を振り返りつつ、いくつかご留意いただきたい点を申し上げる。

<金融商品の販売勧誘態勢>

- まず、金融商品の販売勧誘については、引き続き、各社における顧客本位の業務運営に向けた取組み状況について対話を継続させていただきつつ、法令や業務上の諸規則に則った販売勧誘態勢等が整備されているかについてもモニタリングをさせていただきたい。

先月には、仕組債の販売勧誘にあたって、適合性原則や顧客属性に応じた説明義務に違反していた地銀系証券会社等に対して行政処分を行ったところであるが、引き続き、投資家保護の観点から重大な問題が認められた場合には厳正に対応してまいりたい。

また、7月1日より複雑な仕組債等に関する新たな自主規制ガイドラインが施行されたところ、ガイドラインの下での複雑な仕組債等の販売状況についても注視してまいりたい。

<市場仲介者としての態勢>

- また、市場の公正性の観点からは、今事務年度も、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、市場仲介者として実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについては、引き続きモニタリングを行ってまいりたい。

<環境変化を踏まえたビジネスモデル>

- 取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の証券会社を取り巻く環境変化を踏まえ、昨事務年度は、多くの証券会社との間で、各社のビジネスモデルやそれに応じたリスク管理態勢の構築状況について、経営陣の方々も含め、様々なレベルで対話をさせていただいたが、こうした対話については今事務年度も継続させていただきたい。

<海外戦略>

- 最後に、特にグローバルな業務展開をしている大手証券会社については、海外戦略について対話しつつ、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況についてモニタリングをさせていただく考えである。

13. 「令和5年6月29日からの大雨」及び「令和5年7月7日からの大雨」にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年6月29日からの大雨及び令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- まず、6月29日からの大雨にかかる災害等に対し、山口県に災害救助法が適用されたことを受け、7月3日、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を山口県内の関係金融機関等に発出させていただきました。
- 次に、7月7日からの大雨にかかる災害等に対し、島根県、佐賀県、大分県、福岡県、富山県、秋田県及び青森県に災害救助法が適用されたことを受け、7月10日、11日、14日及び18日に、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただきました。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

14. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、ドル LIBOR についても 2023 年 6 月末に公表が停止された。移行対応が完了していない契約が残存する金融機関においては、公表停止後の最初の金利更改日までに移行対応を完了できるよう、遺漏なき対応をお願いしたい。
- 現在、2023 年 6 月末基準での「第 5 回 LIBOR 利用状況調査」に協力いただいているが、その結果も踏まえ、金融庁は引き続き日本銀行と連携し、残存するドル LIBOR 参照契約や、2023 年 7 月から時限的に公表開始された擬似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR 参照契約について、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

15. 公認会計士・監査審査会の活動について

- 公認会計士・監査審査会では、監査業界の現状や審査会によるモニタリングの状況、監査を巡る環境変化への対応などについて、市場関係者や一般の方々にわかりやすく提供することを目的とし、モニタリング・レポートを作成しており、今般、7 月 14 日に令和 5 年版を公表したところである。
- 監査業界の概観では、監査業務収入の 79.3%が大手監査法人に集中しているものの、近年では、大手の割合が減少傾向にあるとしている。
- 審査会のモニタリングでは、検査結果を踏まえた総合評価の状況を示している。平成 28 事務年度以降に着手した検査において、最上位区分（総合評価 1）「良好であると認められる」とされた法人は存在しない。

前事務年度において、準大手監査法人で初めて（総合評価 4）となる事案が発生した。

また、中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比

べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる。

- 監査事務所の運営状況では、監査法人のガバナンス・コードの改訂（令和5年3月）について、公認会計士法の改正等により、上場会社等の監査を担う監査法人は、コードに則った業務管理体制や情報開示体制を整備することが義務付けられている。また、コードは中小監査法人等の受入れにも馴染む内容となっている旨を紹介している。
- 会計監査人の異動の状況について、引き続き、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への異動の傾向が継続している。
- 監査をめぐる環境変化への対応では、中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化として、公認会計士法改正により、上場会社監査を行う監査法人等に対して、法律上の登録制度が導入されたことに対応し、登録の審査については、日本公認会計士協会内に新設した「上場会社等監査人登録審査会」が行うほか、協会の品質管理レビューを利用し、登録上場会社等監査人としての適格性を確認するとされている。
- なお、こうした状況を踏まえ、
審査会では、
 - ・ 上場会社監査の担い手の変化に伴い、資本市場における役割が増大している準大手監査法人について、これまで原則3年に1度実施していた検査を、原則2年に1度実施することとしたほか、
 - ・ 改正公認会計法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことにも鑑み、（今事務年度においても、）中小監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。
- この他、「監査事務所検査結果事例集」や「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を策定し、審査会ウェブサイトに掲載しているので、ご活用いただければ幸いです。

（以 上）